

長 寿 第 2 5 9 号

平成 2 1 年 7 月 1 5 日

各高齢者施設長 殿

奈良県福祉部長寿社会課長

熱中症事故等の予防について

熱中症を発症しやすい時期を迎え、県では、県民の皆さんへの熱中症に対する注意の呼びかけを実施しております。

熱中症とは、身体の中と外の“あつさ”によって引き起こされる様々な体の不調です。熱中症は、高温多湿下で汗が蒸発しにくい、風が弱く身体周囲の熱が逃げにくい、日射を受け体温が上昇する、といった気象・環境状況の時に多く発生します。特に発育途中の子どもや高齢者は熱中症にかかりやすいので、学校や高齢者施設などには、熱中症事故等に予防について、特に注意をお願いしています。

つきましては、別添資料（奈良県ホームページ掲載資料）をご参照のうえ、入所又は通所されている高齢者の方々の熱中症予防の徹底をお願いします。

なお、各施設において、事故等が発生した場合については、「介護保険施設等における事故発生時の報告の取扱いに係る標準例」により報告をお願いしているところですが、熱中症による死亡事象が発生した場合は、標準例により速やかに市町村に報告するとともに、併せて長寿社会課までFAXで報告いただきますようお願いいたします。

担 当

奈良県福祉部長寿社会課課長補佐 こおり 郡

〒 630-8501 奈良市登大路町 3 0

TEL 0742-27-8534 (ダイヤルイン)

FAX 0742-27-3075